



# 三重県公報

平成30年3月2日(金)

第 2984 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
136	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
137	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	2
138	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(大気・水環境課)	2
139	三重県指定希少野生動植物種の指定をする旨の一部を改正する告示	(みどり共生推進課)	3
140	同伴	(同)	9
141	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	12
142	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(道路管理課)	12
143	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図面の縦覧	(河川課)	13
144	土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	13
145	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	14
<b>選 管 告 示</b>			
11	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	18
12	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	19
13	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	20
14	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	(同)	20
15	政治団体の平成26年中の収支に関する報告書の訂正後の収支の要旨の公表	(同)	20
16	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の訂正後の収支の要旨の公表	(同)	21
<b>海 調 委 告 示</b>			
2	真珠養殖用いかだへの標識の設置についての指示	(海区漁業調整委員会)	22
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	23
	平成30年度前期技能検定の実施	(雇用対策課)	23
	平成30年度技能検定(随時実施)の実施	(同)	25
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	27
	同伴	(同)	27
	建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建設業課)	27
	都市計画事業の認可を受けた旨	(都市政策課)	37
	建築基準法の規定による道路の位置指定の変更及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	37

告 示
-----

## 三重県告示第 136 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
地方独立行政法人桑名市総合医療センター 桑名東医療センター	桑名市寿町 3 丁目 11 番地	佐藤 梨枝	ぼうこう・直腸機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	稲垣 悠二	肝臓機能障害
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450 番の 132	澤田 康裕	心臓機能障害 呼吸器機能障害

## 三重県告示第 137 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450 番の 132	金光 真治
社会医療法人 畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	西岡 利和

## 三重県告示第 138 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 4 項第 11 号イに該当）

三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 1 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 2 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 3 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 4 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 5 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 6 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 7 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字朝明 87 番 1 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字朝明 87 番 2 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字朝明 87 番 3 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字朝明 87 番 4 の一部  
 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字朝明 87 番 6 の一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

三重県告示第 139 号

三重県指定希少野生動植物種の指定をする旨（平成 16 年三重県告示第 403 号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から施行します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 の表ツキノワグマの項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表カンムリウミスズメの項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第 80 条第 1 項」を「第 125 条第 1 項」に改め、同表カラスバトの項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第 80 条第 1 項」を「第 125 条第 1 項」に改め、同表ウチヤマセンニュウの項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表カワバタモロコの項を次のように改める。

カワバタモロコ	<p>1 種名 和名 カワバタモロコ（硬骨魚綱コイ目コイ科） 学名 <i>Hemigrammocypris rasborella</i></p> <p>2 概要 静岡県以西の本州太平洋側、四国瀬戸内海側及び九州北部に分布する。体長 3～6cm で雑食性、5～7 月が産卵期であり、平野部の用水やため池などに生息する。生息環境の悪化や競合種、捕食種の移入、さらに捕獲圧等により減少している。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 2 平方 km 以下、生息地が 2 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。 を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合 (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
---------	--

1 の表ウシモツゴの項を次のように改める。

ウシモツゴ	<p>1 種名 和名 ウシモツゴ（硬骨魚綱コイ目コイ科） 学名 <i>Pseudorasbora pugnax</i></p> <p>2 概要 岐阜、愛知、三重県に分布する。模式亜種シナイモツゴ <i>Pseudorasbora pumila pumila</i> に似るが、より頭部が大きく寸詰まりの感がある。産卵は 3 月下旬～7 月にかけて行われ、メスは 1 産卵期に 10 数回産卵する。山あいのため池や用水路に生息し、藻類、水草、小動物を食べる。生息環境の悪化や競合種、捕食種の移入、さらに捕獲圧等により減少している。</p>
-------	--

	<p>3 指定要件                  県内における生息地面積が2平方km以下、生息地が2地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、                  イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。                  ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。                  を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）                  条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。                  (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合                  (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合                  (3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）                  条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）                  規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。                  (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
--	--

1の表カワラハンミョウの項を次のように改める。

<p>カワラハンミョウ</p>	<p>1 種名                  和名 カワラハンミョウ（昆虫綱鞘翅目ハンミョウ科）                  学名 <i>Cicindela laetescripta</i></p> <p>2 概要                  北海道、本州、四国、九州に分布する大型のハンミョウである。河原や海岸の乾燥した砂地に生息する。砂浜の衰退、河川や海岸の改修、生息地への車等の乗り入れなどにより、激減している。</p> <p>3 指定要件                  県内における生息地面積が2平方km以下、生息地が1地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第19条第1項第2号の「種の個体の出現範囲が500平方km未満又は生息地等の面積が50平方km未満であると推定される場合において、                  イ 生息地等が過度に分断され、又は5以下の地点に限定されていること。                  ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。                  を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）                  条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。                  (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合                  (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合                  (3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）                  条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）                  規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。                  (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体</p>
-----------------	---

の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。)を行う場合

1 の表ハクセンシオマネキの項を次のように改める。

ハクセンシオマネキ	<p>1 種名 和名 ハクセンシオマネキ (甲殻綱エビ目スナガニ科) 学名 <i>Uca lactea</i></p> <p>2 概要 伊勢湾以南に分布していたが、現在では有明海以外での生息はごくまれである。内湾の河口の高潮線付近で、いくらか泥の混じった砂地に浅い孔を掘って生活する。定住性が高い。オスの大きなハサミは白く、甲幅は約 2cm。6～8 月が繁殖期間である。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 2 平方 km 以下、生息地が 2 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第 20 条第 2 項関係) 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第 20 条第 6 項第 2 号関係) 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第 23 条第 2 号) 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト (レッドリスト) の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合 (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等 (殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。)を行う場合</p>
-----------	--

1 の表シオマネキの項を次のように改める。

シオマネキ	<p>1 種名 和名 シオマネキ (甲殻綱エビ目スナガニ科) 学名 <i>Uca arcuata</i></p> <p>2 概要 紀伊半島以南に分布し、有明海では食用にもされてきたが、近年は著しく減少している。汽水域の上限に近い河口や干潟に生息し、土質のやや硬い塩性草原に孔を掘ってすむ。オスの大きなハサミは顆粒でおおわれ、朱赤色を呈する。甲幅は約 3.5cm。5～7 月が繁殖期間である。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 10 平方 km 以下、生息地が 1 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第 20 条第 2 項関係) 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第 20 条第 6 項第 2 号関係)</p>
-------	---

	<p>条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
--	---

1 の表カナマルマイマイの項を次のように改める。

<p>カナマルマイマイ</p>	<p>1 種名 和名 カナマルマイマイ（腹足綱柄眼目ナンバンマイマイ科） 学名 <i>Satsuma kanamarui</i></p> <p>2 概要 鈴鹿山脈北部藤原岳東側（三重県側）の石灰岩地域にのみ分布する。三重県特産種。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 7 平方 km 以下、生息地が 4 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。 を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
-----------------	---

1 の表ヒモヅルの項中「御浜町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。」を「学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合」に改め、「（御浜町を除く）」を削り、「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加え、同表ヘゴの項中「尾鷲市及び紀宝町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。」を「学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合」に改め、「（尾鷲市及び紀宝町を除く）」を削り、「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加え、同表オオタニワタリの項を次のように改める。

<p>オオタニワタリ</p>	<p>1 種名 和名 オオタニワタリ（シダ植物チャセンシダ科） 学名 <i>Asplenium anitiquum</i></p> <p>2 概要</p>
----------------	---

	<p>紀伊半島を分布北限とする暖地性のシダ。やや陰湿な山林中の樹幹や岩上に生育する。園芸用採集と森林伐採が減少の主要因である。</p> <p>3 指定要件                  県内における生育地面積が 1 平方 km 以下、生育地が 1 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、                  イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。                  ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。                  を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）                  条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。                  (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合                  (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合                  (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）                  条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）                  規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
--	---

1 の表オニバスの項中「多度町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認めた場合を除く。」を「学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合」に改め、「（多度町を除く）」を削り、「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加え、同表ジュロウカンアオイの項を削り、同表マメナシの項を次のように改める。

マメナシ	<p>1 種名                  和名 マメナシ（被子植物双子葉類バラ科）                  学名 <i>Pyrus calleryana</i></p> <p>2 概要                  長野、岐阜、愛知、三重各県に分布する落葉高木。丘陵の湿地周辺にごく稀に生育する。湿地の開発、土地造成などにより減少している。和名としては「イヌナシ」を用いる場合もある。</p> <p>3 指定要件                  県内における生育地面積が 3 平方 km 以下、生育地が 3 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、                  イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。                  ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。                  を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）                  条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。                  (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合                  (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合                  (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）                  条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）                  規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。                  (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
------	--

1 の表ハマナツメの項を次のとおり改める。

ハマナツメ	<p>1 種名 和名 ハマナツメ (被子植物双子葉類クロウメドキ科) 学名 <i>Paliurus ramosissimus</i></p> <p>2 概要 東海以西の本州、四国、九州、琉球列島、濟州島、中国、インドシナ等の海岸近くの湿性に分布する。分布北限である静岡県の生育地は埋め立てにより消滅し、三重県が現在の北限地となっている。海岸や河川の開発行為などにより減少している。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積は 6 平方 km 以下であり、生育地が過度に分断され、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。 を満すものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第 20 条第 2 項関係) 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第 20 条第 6 項第 2 号関係) 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第 23 条第 2 号) 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト (レッドリスト) の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合 (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等 (殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。) を行う場合</p>
-------	---

1 の表ムシトリスミレの項を次のように改める。

ムシトリスミレ	<p>1 種名 和名 ムシトリスミレ (被子植物双子葉類タスキモ科) 学名 <i>Pinguicula vulgaris</i></p> <p>2 概要 湿り気のある岩や地面に生える多年草の食虫植物。北海道、本州の中部以北と紀伊山地、四国に生育する。西日本では、もともと産地が局地的であったうえに、園芸用採集などにより減少している。三重県産の個体群は変種「イイタカムシトリスミレ」とされる。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積は 1 平方 km 以下、生育地が 1 地点であり、個体数の継続的な減少が予想されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。 を満すものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項 (条例第 20 条第 2 項関係) 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外 (条例第 20 条第 6 項第 2 号関係) 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査 (規則第 23 条第 2 号)</p>
---------	--

規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。

1 の表トダスゲの項中「海山町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。」を「学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合」に改め、「（海山町を除く）」を削り、「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加え、同表ツクシナルコの項中「尾鷲市、紀伊長島町及び海山町における捕獲等の行為。但し、学術研究、増殖その他保護のための行為として認められた場合を除く。」を「学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合」に改め、「（尾鷲市、紀伊長島町及び海山町を除く）」を削り、「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加える。

三重県告示第 140 号

三重県指定希少野生動植物種の指定をする旨（平成 29 年三重県告示第 245 号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から施行します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 の表ヒメタイコウチの項を次のように改める。

ヒメタイコウチ	<p>1 種名 和名 ヒメタイコウチ（昆虫綱カメムシ目タイコウチ科） 学名 <i>Nepa hoffmanni</i></p> <p>2 概要 本州の静岡県から兵庫県、四国の香川県に分布する。体長 20mm 内外で、尾端に 3mm ほどの呼吸器官を持つ。産卵期は 4～6 月で 5 齢を経て 8～9 月頃に成虫になる。寿命は約 2 年。</p> <p>3 指定要件 県内における生息地面積が 40 平方 km 以下、生息地が過度に分断されており、個体数の継続的な減少が予測されることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。 を満すものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。 (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。 (1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合 (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合 (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
---------	---

1 の表ギフチョウの項を次のように改める。

ギフチョウ	<p>1 種名 和名 ギフチョウ（昆虫綱チョウ目アゲハチョウ科） 学名 <i>Luehdorfia japonica</i></p> <p>2 概要 本州固有種、北限は秋田県。開張 50～60mm でアゲハチョウとしてはやや小型の</p>
-------	---

	<p>種。年 1 回、春に発生する。</p> <p>3 指定要件                  県内における既知生息地点数は 10 程度であるが、伊賀地域以外では長期間生息情報がなく、現存する生息地としては 5 地点以下、出現範囲は 500 平方キロメートル未満となる。減少傾向は著しく、最近 10 年間の生息地面積の減少率は 50%以上となっている。このことは、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等が極度に減少していること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）                  条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合                  (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合                  (3) 適切な飼養施設を有しないこと、生息のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）                  条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）                  規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合                  (4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
--	--

1 の表ネコギギの項中「(2) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合」、「(3) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合」及び「(4) 適切な飼養施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合」を削り、同表ヒメムカゴシダの項中「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加え、同表シデコブシの項を次のように改める。

シデコブシ	<p>1 種名                  和名 シデコブシ（被子植物双子葉類モクレン科）                  学名 <i>Magnolia stellata</i></p> <p>2 概要                  国内では三重、岐阜、愛知の 3 県にまたがる地域の固有種。落葉性の亜高木で、高さ 3～8（15）m、花は 3 月下旬～4 月上旬、白色または淡紅色。国内では東海三県の地域固有種。丘陵地の侵食の及んでいない小谷の底部に生育し、生育地は湧水に涵養された特異な立地にみられる。東海丘陵要素植物。</p> <p>3 指定要件                  県内における生育地面積が 40 平方 km 以下、生育地が過度に分断されており、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係）                  条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合                  (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合                  (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係）                  条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）</p>
-------	--

	<p>規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(3) 三重県内の博物館及び博物館相当施設に所属する本種に関する専門的職員が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(4) 教育を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者の立ち会いの下、観察等のために一時的又は部分的な捕獲等（殺傷、個体の生残若しくは原形の維持に支障を及ぼす程度の損傷、飼育、栽培、移動又は移植を除く。）を行う場合</p>
--	--

1 の表ヒキノカサの項を次のように改める。

ヒキノカサ	<p>1 種名 和名 ヒキノカサ（被子植物双子葉類キンポウゲ科） 学名 <i>Ranunculus ternatus</i></p> <p>2 概要 河口周辺の湿地に自生する茎の長さ 10～20cm の多年草。根元から数個の紡錘状の太った根と細い根ができる。花は黄色、花期は 4～5 月。生育地は河口部に多く、増水による長期間の水没があれば絶滅のおそれがある。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が 0.2 平方 km 以下、生育地が 5 地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。 を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>
-------	---

1 の表アゼオトギリの項を次のように改める。

アゼオトギリ	<p>1 種名 和名 アゼオトギリ（被子植物双子葉類オトギリソウ科） 学名 <i>Hypericum oliganthum</i></p> <p>2 概要 日当たりのよい湿地に生える多年生草本。茎は叢生し、よく分岐する。葉は無柄でわずかに茎を抱く。葉の全面に明点が散在し、縁には黒点が密に並ぶ。花は直径 10～13mm で黄色、花期は 7～9 月。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、規則第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合</p> <p>(2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合</p> <p>(3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p>
--------	--

	<p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>
--	---

1 の表ヒメカシグサの項を次のように改める。

ヒメカシグサ	<p>1 種名 和名 ヒメカシグサ（被子植物双子葉類ミソハギ科） 学名 <i>Rotala elatinomorpha</i></p> <p>2 概要 水湿地に稀に生育する一年草。沈水状態で生育する。茎は地面を這い、枝は直立して高さ 4～7cm になる。葉は長さ 3～10mm、幅 1.5～4mm。</p> <p>3 指定要件 県内における生育地面積が 0.2 平方 km 以下、生育地が 1 地点以下であり、個体数の継続的な減少が予測されることから、規則第 19 条第 1 項第 2 号の「種の個体の出現範囲が 500 平方 km 未満又は生息地等の面積が 50 平方 km 未満であると推定される場合において、 イ 生息地等が過度に分断され、又は 5 以下の地点に限定されていること。 ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測されること。 を満たすものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 三重県内の地方公共団体及び学術団体が行う絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）の作成を目的とした生息・生育状況調査において、本種に関する専門的知識を有する者が、必要最低限の捕獲等を行う場合</p> <p>(2) 三重県生物多様性保全アドバイザーに登録する本種に関する専門的知識を有する者が、生息・生育状況調査を目的として、必要最低限の捕獲等を行う場合</p>
--------	--

1 の表フジワラサイコの中「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加え、同表マイヅルテンナンショウの中「有しないこと」の次に「、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないこと」を加える。

三重県告示第 141 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 域	区 分
磯津区域 (四日市市漁業協同組合のうち磯津の地区)	機船船びき網漁業（合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。）

三重県告示第 142 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定により、道路と堤防との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、第 20 条第 6 項の規定に基づき公示します。

なお、関係図書は、三重県県土整備部道路管理課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類及び名称  
一般国道 422 号
- 2 河川の名称及び河川管理施設の名称又は種類  
二級河川赤羽川水系赤羽川左岸堤防
- 3 兼用工作物の位置  
三重県北牟婁郡紀北町東長島 1152-2 地先から 1075-8 地先まで
- 4 管理の内容  
兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕のうち、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- 5 管理の期間  
平成 30 年 2 月 15 日から当該施設の存続する日まで

**三重県告示第 143 号**

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、赤羽川左岸堤防と一般国道 422 号との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県尾鷲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川の名称  
二級河川赤羽川水系赤羽川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
赤羽川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
三重県北牟婁郡紀北町東長島 1152-2 地先から 1075-8 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
道路管理者 三重県知事 鈴木 英敬  
津市広明町 13 番地
- 5 管理の内容  
道路の路面等専ら道路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕
- 6 管理の期間  
平成 30 年 2 月 15 日から道路の存続する日まで

**三重県告示第 144 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
フラノ谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流
フロノ谷 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流
井戸の谷 1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
井戸の谷 2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
岩掛谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流
古和河内 2-2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流

石神谷	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
柏谷川-2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流
杣谷川	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 145 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
上田	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ケヤキ谷	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヒョウエモン谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
フラノ谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ポーズ谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井戸ノ谷	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井戸の谷 3	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井戸の谷 4	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井戸の谷 5	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥小屋谷-1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥小屋谷-2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下崎谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮原谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛落谷	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古和河内 2-1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
向駒	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
高尾谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐田谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

佐田谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
細野谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
細野谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三ヶ野谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三ヶ野谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三ヶ野谷 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
三十郎谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平谷 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平谷 4	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平谷 5	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小平谷 6	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
庄平衛谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池ノ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中谷川	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長野谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長野谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長野谷 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
定ヶ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
定本-1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
定本-2	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桃ノ木谷	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
栢ヶ久保谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
農ラ谷	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

柏谷川-1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
樋ノ谷	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
富田川	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
武蔵谷川	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
坊主谷-1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
坊主谷-2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
茂谷川	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
弥平谷川	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
羽下 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽下 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽下 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽下 4	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下崎 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下崎 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下崎 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下崎 4	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下崎 5	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
笠木 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
笠木 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
笠木 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮原 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮原 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮原 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮原 4	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦小屋 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

錦小屋 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
錦小屋 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒 1	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
胡桃 1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
胡桃 2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
胡桃 3	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向駒	度会郡大紀町大内山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高尾 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高尾 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂津 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂津 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂津 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
崎 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
崎 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
崎 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ヶ野 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ヶ野 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ヶ野 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ヶ野 4	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ヶ野 5	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三ヶ野 6	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小平谷 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小平谷 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小平谷 3	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小平谷 4	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小平谷 5	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小平谷 6	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

沼ヶ野 2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沼ヶ野 1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
清瀬 1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
注連小路	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
注連小路 1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
注連小路 2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
注連小路 3	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
注連小路 4	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
注連小路 5	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野 2	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長野宮原	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃ヶ久保 1	度会郡大紀町崎 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃ヶ久保 2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 1	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 2	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 3	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 4	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 5	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 6	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏野 7	度会郡大紀町柏野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 11 号**

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

老人ホームの項中

「名張市鴻之台 1 番町 72 番地  
「名張市鴻之台 1 番町 72 番地  
名張市美旗中村 1417 番地 2

憩いの里鴻之台ケアホーム  
憩いの里鴻之台ケアホーム  
特別養護老人ホームグランツァ

」を  
に改める。  
」

三重県選挙管理委員会告示第 12 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
坂本直司後援会	坂本直司	坂口勇三	名張市桔梗が丘 8 番町 4-75	平成 30 年 2 月 2 日	
津田久美子後援会	津田久美子	津田久美子	度会郡玉城町田丸 135-3	平成 30 年 1 月 18 日	
なばりの新時代をひらく会	井上大輔	林一樹	名張市平尾 2980-26	平成 30 年 1 月 30 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党大山田支部	井上貞夫	会計責任者	福川省三	中金雄	平成 29 年 8 月 26 日	政党
自由民主党北勢町支部	川瀬利夫	会計責任者	松葉昌昭	松宮竹弥	平成 30 年 1 月 20 日	政党
民進党三重県第 4 総支部	廣耕太郎	主たる事務所の所在地	伊勢市浦口 2-3-9	伊勢市小俣町本町 180-2	平成 30 年 1 月 16 日	政党
		代表者	廣耕太郎	藤田大助		
		会計責任者	中村純子	上田澄人		
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体		
今村ひでやす後援会	今村英靖	会計責任者	今村恵那	樋口喜一郎	平成 30 年 1 月 4 日	
北川まさき後援会	沖塚伸行	代表者	沖塚伸行	松井和治	平成 30 年 1 月 18 日	
		会計責任者	北川雅紀	森本幸一		
中瀬信之後援会	中野宗明	代表者	中野宗明	池田邦彦	平成 30 年 1 月 1 日	
松阪地区歯科医師連盟	長井雅彦	会計責任者	吉田徹士	高森幸生	平成 29 年 6 月 15 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 13 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
上岡ゆうじ後援会	上 岡 雄 児	平成 30 年 2 月 7 日	
佐之井久紀後援会	佐之井 久 紀	平成 30 年 1 月 11 日	
前川ゆきとし後援会	前 川 幸 敏	平成 29 年 12 月 28 日	
山根隆司後援会	杉 山 謙 三	平成 29 年 12 月 1 日	
横山敦子を励ます会	横 山 敦 子	平成 29 年 12 月 31 日	
渡辺仁後援会	安 達 光 郎	平成 29 年 12 月 27 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 14 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
坂 上 直 人	市議会議員	坂上直人後援会	名張市平尾 3220	平成 30 年 1 月 5 日

2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
横 山 敦 子	横山敦子を励ます会	平成 29 年 12 月 31 日

**三重県選挙管理委員会告示第 15 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 26 年中の収支に関する報告書について、訂正の報告を受けましたので、訂正後の収支の要旨を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

**自由民主党三重県第三選挙区支部（収支報告書記載の名称は自由民主党三重県第二選挙区支部）**

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	島田 佳和
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	平成27年5月26日
訂正年月日	平成30年2月16日
1 収入総額	29,425,201円
前年繰越額	2,882,618円
本年收入額	26,542,583円
2 支出総額	27,561,184円
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費	(237人)341,800円
寄附	6,500,783円
個人分	3,660,783円

団体分	720,000円	
政治団体分	2,120,000円	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	19,700,000円	
自由民主党本部	19,700,000円	
4 支出の内訳		
経常経費	16,362,266円	
人件費	7,314,993円	
光熱水費	568,748円	
備品・消耗品費	2,879,020円	
事務所費	5,599,505円	
政治活動費	11,198,918円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	1,188,800円	
組織活動費	1,205,438円	
選挙関係費	6,781,018円	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,829,262円	
宣伝事業費	1,829,262円	
調査研究費	194,400円	
寄附・交付金	1,188,800円	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
島田 佳和	3,460,783円	鈴鹿市
中村 敏	200,000円	鈴鹿市
(団体分)		
(株) ファインフーズ	60,000円	四日市市
(有) 繁栄商事	120,000円	四日市市
(株) エイワ	60,000円	四日市市
(株) N T ジオテック中部	60,000円	四日市市
中部住研 (株)	60,000円	四日市市
太平洋建設 (株)	360,000円	四日市市
(政治団体分)		
島田佳和後援会	800,000円	四日市市
三重県歯科医師連盟	500,000円	津市
三重県薬剤師連盟	200,000円	津市
有隣会	600,000円	東京都港区
年間五万円以下のもの	20,000円	

### 三重県選挙管理委員会告示第 16 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書について、訂正の報告を受けましたので、訂正後の収支の要旨を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

### 自由民主党三重県第三選挙区支部（収支報告書記載の名称は自由民主党三重県第二選挙区支部）

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	島田 佳和
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	平成28年5月25日
訂正年月日	平成30年2月16日

1 収入総額	22,074,667円
前年繰越額	1,864,017円
本年收入額	20,210,650円
2 支出総額	17,713,201円
3 本年收入の内訳	

個人の党費・会費	(1,028人)	1,002,600円
寄附		6,269,650円
個人分		3,459,650円
団体分		210,000円
政治団体分		2,600,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入		895,000円
その他の事業		895,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入		12,043,400円
自由民主党三重県支部連合会		305,000円
自由民主党四日市支部		308,400円
自由民主党本部		11,430,000円
4 支出の内訳		
経常経費		14,122,735円
人件費		5,595,752円
光熱水費		683,413円
備品・消耗品費		2,369,972円
事務所費		5,473,598円
政治活動費		3,590,466円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)		445,000円
組織活動費		737,836円
選挙関係費		763,503円
機関紙誌の発行その他の事業費		1,644,127円
宣伝事業費		696,127円
その他の事業費		948,000円
寄附・交付金		445,000円
5 寄附の内訳		
(個人分)		
島田 佳和	3,259,650円	鈴鹿市
中村 敏	100,000円	鈴鹿市
中村 すゞ枝	100,000円	鈴鹿市
(団体分)		
(株)NTジオテック中部	60,000円	四日市市
中部住研(株)	60,000円	四日市市
太平洋建設(株)	90,000円	四日市市
(政治団体分)		
有隣会	600,000円	東京都港区
島田佳和後援会	2,000,000円	四日市市

## 海 調 委 告 示

### 三重海区漁業調整委員会告示第2号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成30年3月2日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。

- (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ（作業用いかだ）の場合は、基地と明記すること。
- (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとします。

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成30年3月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

### 1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字三田 972 ほか 11 筆
農事組合法人 東貝野良質米営農組合	いなべ市北勢町東貝野 950-1	いなべ市北勢町東貝野字上田 1629 ほか 2 筆
農業屋ファーム株式会社	松阪市岡山町 130	津市香良洲町八反田 774-1 ほか 3 筆
農事組合法人 西肥留営農組合	松阪市西肥留町 170 番地	松阪市西肥留町字東浦 223
株式会社 南張農産	志摩市浜島町南張 2317	志摩市浜島町南張細越 2004 ほか 54 筆
農事組合法人 あぐりびあ伊賀	伊賀市才良 1891-1	伊賀市才良東浦 1862 ほか 3 筆
株式会社 芭蕉農産	伊賀市山畑 1695	伊賀市山畑向田 5040 ほか 20 筆
山下 行信	伊賀市山畑 1510	伊賀市山畑瀧ヶ口 3092 ほか 12 筆
農事組合法人 ひじきファーム	伊賀市比自岐 2894	伊賀市比自岐穴桑 3909 ほか 13 筆
有限会社 すぎもと農園	南牟婁郡御浜町神木 394	南牟婁郡御浜町神木山田 2710 ほか 10 筆
有限会社 御浜柑橘	南牟婁郡御浜町下市木 3567	南牟婁郡御浜町阿田和 6126-13 ほか 6 筆
榎本 若典	南牟婁郡御浜町阿田和 6400	南牟婁郡御浜町阿田和長坂 6764 ほか 1 筆
菊山 竜二	南牟婁郡御浜町下市木 2854	南牟婁郡紀宝町井田竹ノ元 732-3 ほか 3 筆

### 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

#### (2) 縦覧期間

平成30年3月2日から同月15日まで

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

平成30年3月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 1 等級区分

1級、2級、3級及び単一等級（前期実施）

#### 2 技能検定の実施職種、実施期日及び実施場所

別表のとおり

#### 3 技能検定試験の方法

学科試験及び実技試験

#### 4 受検手数料

知事が定めた額

5 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- イ 技能検定受検申請書
- ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- ハ 手数料
- ニ 本人確認書類

(2) 受付場所

津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階  
三重県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成30年4月4日(水)から同月17日(火)まで(土曜日及び日曜日は除きます。)受付を行います。  
また、郵送による場合は、平成30年4月10日(火)の消印のものまで受け付けます。

(4) 受検申請に関する注意

- イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- ロ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会にて配布します。
- ハ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種(指定試験機関が実施する検定職種を除きます。)であっても受け付けます。
- ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 その他

(1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

三重県職業能力開発協会  
電話 059-228-2732

(2) 実技試験の日程は、平成30年5月29日(火)以後、三重県職業能力開発協会から別途通知します。

(3) 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	
3級 園芸装飾(室内園芸装飾)、造園(造園工事)、 機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、 平面研削盤及びマシニングセンタ)、工場板金(曲 げ板金)、仕上げ(機械組立仕上げ)、電子機器組 立て及びフラワー装飾	平成30年 7月15日(日)	平成30年6月5日 (火)から同年8 月12日(日)ま での間において、三 重県職業能力開発 協会から技能検定 受検申請者に対し 別途通知する日	三重県職業能力開発 協会から技能検定受 検申請者に対して別 途通知する場所
3級(学科試験のみ) 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造)、機械検査、建築大工(大 工工事)			
(1) 1級及び2級 造園(造園工事)、金属熱処理(一般熱処 理、浸炭・浸炭窒化・窒化处理及び高周波・炎 熱処理)、金属プレス加工(金属プレス)、産 業車両整備、プラスチック成形(射出成形)、 とび、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工 事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング 防水工事及びFRP防水工事)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工)及び塗装(建築塗装、金 属塗装及び噴霧塗装) (2) 3級 金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・ 窒化处理及び高周波・炎熱処理) (3) 単一等級 産業洗浄(高圧洗浄)	平成30年 8月19日(日)	平成30年6月5日 (火)から同年9 月9日(日)ま での間において、三 重県職業能力開発 協会から技能検定 受検申請者に対し 別途通知する日	

1 級及び2 級 機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタ）、鉄工（構造物鉄工）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト）、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、左官、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ）	平成 30 年 8 月 26 日（日）		
(1) 1 級及び2 級 園芸装飾（室内園芸装飾）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造）、放電加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（曲げ板金）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削）、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立て）、石材施工（石張り）、タイル張り、表装（壁装）及びフラワー装飾 (2) 単一等級 塗料調色（調色）	平成 30 年 9 月 2 日（日）		

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定試験の実施について次のとおり公示します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 等級区分

随時実施 3 級及び基礎級

2 技能検定試験の実施職種、実施期日及び実施場所

別表のとおり

3 技能検定試験の方法

学科試験及び実技試験

4 受検手数料

知事が定めた額

5 受検申請の手続

(1) 提出書類等

技能検定受検申請書

(2) 受付場所

津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階

三重県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随時受け付けます。ただし、三重県職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付けません。

(4) 受検申請に関する注意

技能検定受検申請書の用紙は、三重県職業能力開発協会で作成します。

6 その他

(1) 本公告に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

(2) 受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により試験を行わないことがあります。

(別表) 実施職種、実施期日及び実施場所

実施職種 (括弧内は作業名)	実施期日		実施場所
	学科試験	実技試験	

<p>随時3級</p> <p>さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造及び非鉄金属鑄物鑄造）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、機械検査、ダイカスト（ホットチャンパダイカスト及びコールドチャンパダイカスト）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、冷凍空調和機器施工、染色（織物・ニット浸染）、ニット製品製造（靴下製造）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製）、紳士服製造（紳士既製服製造）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造）、印刷（オフセット印刷）、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形及びブロー成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石材加工及び石張り）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造）、建築大工（大工工事）、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管及びプラント配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（シーリング防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、表装（壁装）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装）及び工業包装</p>	<p>三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日</p>	<p>三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日</p>	<p>三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所</p>
<p>基礎級</p> <p>さく井（パーカッション式さく井工事及びロータリー式さく井工事）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造及び非鉄金属鑄物鑄造）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタ）、金属プレス加工（金属プレス）、鉄工（構造物鉄工）、建築板金（内外装板金及びダクト板金）、工場板金（機械板金）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ）、機械検査、ダイカスト（ホットチャンパダイカスト及びコールドチャンパダイカスト）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造）、冷凍空調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染）、ニット製品製造（丸編みニット製造及び靴下製造）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製）、紳士服製造（紳士既製服製造）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造）、家具製作（家具手加工）、建具製作（木製建具手加工）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造及び段ボール箱製造）、印刷（オフセット印刷）、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形）、強化プラスチック成形（手積み積層成形）、石材施工（石材加工及び石張り）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造）、建築大工（大工工事）、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管（建築配管及びプラント配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（シーリング防水工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カー</p>			

ベット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事）、表装（壁装）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装）及び工業包装			
--	--	--	--

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 2 月 13 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域  
鳥羽市船津町、同市岩倉町、同市若杉町、同市幸丘、同市河内町及び同市白木町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 2 月 13 日に終了した旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業地域  
志摩市浜島町

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業の許可を取り消しました。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

（一部廃業）

取 消 年 月 日	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業
平成 29 年 1 月 20 日	有限会社丸越建設	鉄崎 康裕	伊賀市山出 1755-13	(般 25)第 11002 号	土木、とび・土工、電気、管
平成 29 年 1 月 24 日	サンエイテクノ株式会社	山路 晃	四日市市西伊倉町 1-9	(般 23)第 10918 号	電気通信
平成 29 年 1 月 30 日	株式会社中島組	島田 逸男	度会郡南伊勢町道方 1288-2	(特 27)第 3031 号	造園
平成 29 年 2 月 1 日	株式会社アクアテクノ	新井 満雄	四日市市塩浜 4102-5	(般 26)第 21152 号	管
平成 29 年 2 月 1 日	中央産商株式会社	野々垣 泰	津市南中央 2-18	(般 27)第 2081 号	消防施設
平成 29 年 2 月 2 日	有限会社ラインアート	片山 功二	桑名郡木曾岬町富田子 324-14	(般 26)第 18501 号	土木、とび・土工、舗装
平成 29 年 2 月 8 日	有限会社丸正重機土木	小林 秀樹	四日市市水沢町 2382	(般 27)第 5580 号	造園
平成 29 年 2 月 13 日	株式会社東海メカナイズ	清水 道盛	鈴鹿市国分町 668-1	(般 27)第 12122 号	塗装、防水
平成 29 年 2 月 13 日	株式会社 Matsuda	松田 健一	津市半田 572-4	(般・特 24)第 15452 号	土木、建築、とび・土工、舗装、塗装、内装仕上
平成 29 年 2 月 13 日	河芸建設株式会社	後藤 則夫	津市河芸町上野 1952	(般 26)第 1720 号	造園

平成 29 年 2 月 17 日	生活総合サー ビス企業組合	中村 隆樹	桑名市下深谷部 4706-2	(般 25)第 18615 号	建築、内装仕上
平成 29 年 2 月 21 日	朝日丸建設株 式会社	牧原 康	伊勢市小木町 604-3	(特 23)第 3242 号	石、塗装
平成 29 年 3 月 3 日	株式会社アサ ヒ電設	西端 岳史	四日市市楠町南五味塚 783-1	(般 27)第 10294 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装
平成 29 年 3 月 9 日	株式会社タス ク	田端 康秀	松阪市内五曲町 29-2	(般 27)第 13753 号	大工、屋根、タ イル・れんが・ブ ロック、内装仕上
平成 29 年 3 月 13 日	有限会社中井 産業	須藤 真由美	四日市市大矢知町 557-7	(般 23)第 5748 号	建築
平成 29 年 3 月 22 日	株式会社廣嶋 組	廣嶋 伸二	伊賀市東条婦之鳥 208-1	(般 27)第 3426 号	建築、造園
平成 29 年 3 月 24 日	有限会社本田 組	本田 宗士	度会郡大紀町阿曾 2200- 3	(般 28)第 3172 号	管
平成 29 年 3 月 29 日	株式会社三扇	光本 敬子	四日市市笹川 3-127	(般 25)第 1440 号	土木、鋼構造物、 舗装、機械器具設 置、水道施設
平成 29 年 3 月 29 日	丸又鋳業株式 会社	小久保 節儀	鳥羽市白木町 18-31	(般 25)第 17266 号	造園
平成 29 年 3 月 30 日	河建興業株式 会社	河北 光一	四日市市南小松町 1213	(般 24)第 886 号	造園
平成 29 年 4 月 6 日	株式会社岡村 建設	岡村 公恵	伊賀市柘植町 1856-4	(般 26)第 3260 号	建築
平成 29 年 4 月 14 日	有限会社中東 工務店	中東 稔	松阪市中林町字宮ノ前 170-3	(般 28)第 7888 号	建築
平成 29 年 4 月 17 日	株式会社三交 コミュニティ	後藤 誠二	津市丸之内 9-18	(特 24)第 15552 号	電気
平成 29 年 4 月 25 日	株式会社上村 組	上村 尚登	度会郡南伊勢町古和浦 226-57	(特 24)第 3073 号	管、造園
平成 29 年 4 月 26 日	株式会社長谷 川建装	長谷川 照義	鈴鹿市江島本町 31-39	(特 28)第 1408 号	建築、内装仕上
平成 29 年 5 月 9 日	株式会社マル カン	林 寛之	鈴鹿市高岡町 875	(般 27)第 12911 号	石
平成 29 年 5 月 31 日	東新電機工業 株式会社	黒田 幹司	桑名市末広町 38-2	(般 28)第 127 号	管、消防施設
平成 29 年 6 月 7 日	前田ハウス	前田 和明	熊野市井戸町 1399	(般 24)第 9827 号	土木
平成 29 年 6 月 14 日	株式会社米倉 建設	米倉 巧治	亀山市和田町 6	(般 26)第 12107 号	建築
平成 29 年 6 月 15 日	松山建工株式 会社	松山 在圭	四日市市下海老町 565-7	(般 24)第 5229 号	建築、内装仕上
平成 29 年 6 月 15 日	三重水熱工業 株式会社	有川 由美	津市上浜町 2-223	(般 24)第 1872 号	建築
平成 29 年 6 月 15 日	牧本興業株式 会社	牧本 和也	津市柳山津興 331-10	(般 25)第 15724 号	土木
平成 29 年 6 月 26 日	株式会社永井 組	縦山 勝己	度会郡玉城町岩出 896	(特 29)第 8813 号	造園
平成 29 年 6 月 28 日	釜屋株式会社	山本 佳孝	四日市市小古曾東 2-1-7	(般 26)第 1035 号	管
平成 29 年 7 月 6 日	株式会社向陽	朝倉 裕文	津市森町 1922-1	(般 28)第 16070 号	とび・土工
平成 29 年 7 月 19 日	株式会社三交 コミュニティ	安藤 澄人	津市丸之内 9-18	(般・特 24)第 15552 号	土木、大工、左 官、とび・土工、 石、屋根、管、タ イル・れんが・ブ

					ロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設、消防施設
平成 29 年 7 月 24 日	有限会社下崎建設	下崎 準	松阪市嬉野宮野町 132-5	(般 24) 第 2253 号	管
平成 29 年 8 月 8 日	宮川森林組合	中野 敏夫	多気郡大台町江馬 316	(般 28) 第 13772 号	土木
平成 29 年 8 月 23 日	山添建設株式会社	山添 茂樹	度会郡大紀町崎 1894-9	(般 28) 第 2846 号	管、造園
平成 29 年 8 月 28 日	株式会社橋本組	橋本 考也	尾鷲市中川 30-10	(般 28) 第 19017 号	建築、大工
平成 29 年 8 月 29 日	創和建設株式会社	世古 政弘	松阪市西町 283-1	(般 29) 第 13796 号	管、水道施設
平成 29 年 9 月 4 日	株式会社竹島建設	竹島 昌七	伊賀市玉瀧 2835	(般 29) 第 3500 号	管
平成 29 年 9 月 11 日	株式会社紀北	五味 洋司	四日市市山城町 623-29	(般 25) 第 22103 号	建築
平成 29 年 9 月 14 日	有限会社大元工業	藤田 信義	伊勢市黒瀬町 1237	(般 24) 第 8532 号	土木
平成 29 年 9 月 25 日	有限会社グリーン建設 K K C	林 慶子	桑名市江場 658	(般 25) 第 18604 号	建築
平成 29 年 10 月 11 日	株式会社鈴鹿電設	瀬古 恭裕	鈴鹿市高岡町 654-1	(特 25) 第 12477 号	消防施設
平成 29 年 10 月 11 日	株式会社百木組	百木 孝司	多気郡多気町相可 581	(般 28) 第 2608 号	建築
平成 29 年 10 月 12 日	株式会社あどばんす	中村 雅城	鳥羽市松尾町 14-1	(般 28) 第 17332 号	造園
平成 29 年 10 月 20 日	株式会社カド	門 朝道	伊勢市小俣町宮前 297	(般 24) 第 8913 号	ガラス
平成 29 年 11 月 6 日	株式会社伊藤エンジニアリング	伊藤 琢也	四日市市新正 4-17-11	(般 24) 第 5276 号	土木、建築、とび・土工、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 29 年 11 月 8 日	株式会社ヤマジ	山路 浩一	志摩市磯部町坂崎 120-452	(般 24) 第 9442 号	建築
平成 29 年 11 月 13 日	B e l i e v e 株式会社	濱田 強	津市藤方 1704-2	(般 28) 第 7018 号	左官、とび・土工、石、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、熱絶縁、建具、水道施設、解体
平成 29 年 11 月 13 日	株式会社アース・コンストラクション	小林 直幸	度会郡大紀町金輪字西辻 384-9	(特 29) 第 14722 号	造園
平成 29 年 11 月 20 日	株式会社インパシ機工	石橋 弘彰	伊賀市緑ヶ丘南町 3878-2	(般 29) 第 11626 号	とび・土工
平成 29 年 11 月 21 日	有限会社伸和工業所	加藤 直基	四日市市楠町北五味塚 1360-1	(般 26) 第 5702 号	建築
平成 29 年 11 月 28 日	株式会社西工務店	西 正光	度会郡大紀町滝原 1748-3	(般 28) 第 3123 号	建築
平成 29 年 11 月 30 日	管起株式会社	濱内 直樹	三重郡菟野町田口新田 998-4	(般 24) 第 21727 号	土木、とび・土工

平成 29 年 11 月 30 日	旭建材株式会社	田中 真義	津市高茶屋小森上野町 2793-8	(般 24)第 1943 号	大工
平成 29 年 12 月 5 日	田辺設備株式会社	田辺 和弘	津市久居井戸山町 817	(般 29)第 2266 号	消防施設
平成 29 年 12 月 7 日	株式会社水谷 住建	水谷 幸夫	多気郡大台町小切畑 553	(般 28)第 8330 号	大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上
平成 29 年 12 月 7 日	株式会社中浦 土木	中浦 繁人	度会郡玉城町佐田 1436	(般 26)第 8527 号	建築、管、造園
平成 29 年 12 月 25 日	株式会社アイ デザイン研究所	磯村 徹	鈴鹿市岸岡町 2877-1	(般 27)第 12968 号	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上

## (全部廃業)

取 年 月 日	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業
平成 29 年 1 月 4 日	由喜建工	伊藤 一雄	いなべ市大安町石樽東 2011-2	(般 24)第 18273 号	土木、とび・土工
平成 29 年 1 月 10 日	北川建設	北川 広	伊勢市田尻町 459-1	(般 23)第 14060 号	建築
平成 29 年 1 月 12 日	寿建設有限会社	八手又 壽	松阪市嬉野薬王寺町 479	(般 24)第 7730 号	土木、とび・土工、しゅんせつ
平成 29 年 1 月 13 日	有限会社樋口	樋口 正弥	伊賀市治田 876	(般 24)第 9029 号	建築、塗装
平成 29 年 1 月 16 日	ナチュラル建築計画	河村 秀美	鈴鹿市住吉 5-1-1	(般 28)第 23084 号	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上
平成 29 年 1 月 16 日	株式会社こだ ま・リホーム	福島 健一朗	津市藤方 2251-1	(般 24)第 15862 号	建築
平成 29 年 1 月 17 日	森林力の家	松橋 健	津市白山町伊勢見 150- 195	(般 25)第 15882 号	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上
平成 29 年 1 月 17 日	川西左官店	川西 俊仁	松阪市川井町 670-6	(般 26)第 8336 号	左官、タイル・れんが・ブロック
平成 29 年 1 月 17 日	ケーズ・ファ クトリー	鈴木 健司	松阪市桜町 25-3	(般 27)第 13855 号	管
平成 29 年 1 月 18 日	株式会社大創 建設	前川 佳久	松阪市大口町 170-1	(般 26)第 13843 号	土木、とび・土工
平成 29 年 1 月 26 日	大石塗装	大石 政憲	津市白塚町 3343-11	(般 23)第 15664 号	塗装
平成 29 年 1 月 26 日	山舗工業	山舗 浩伸	津市白塚町 5163	(般 27)第 15777 号	管
平成 29 年 1 月 26 日	キタイ建築	北井 勝己	伊勢市二見町三津 792	(般 27)第 8966 号	建築
平成 29 年 1 月 26 日	鈴木建設	鈴木 純一	尾鷲市栄町 7-7	(般 28)第 19087 号	土木、とび・土工
平成 29 年 1 月 27 日	横山園芸	横山 貢	津市久居一色町 310-5	(般 27)第 16129 号	土木、造園
平成 29 年 1 月 31 日	有限会社関建 設	久野 忠	亀山市関町木崎 1845	(般 24)第 1411 号	土木、とび・土工、舗装
平成 29 年 2 月 6 日	草川組	草川 石光	亀山市中庄町 884	(般 24)第 1445 号	土木
平成 29 年 2 月 8 日	有限会社大道 産業	廣嶋 ゆか	伊賀市八幡町 3186-3	(般 28)第 3473 号	土木、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水

					道施設
平成 29 年 2 月 16 日	坪井庭園	坪井 卓	いなべ市員弁町大泉新田 186	(般 27) 第 4953 号	造園
平成 29 年 2 月 21 日	鈴木電気工事	鈴木 義人	松阪市嬉野津屋城町 773-3	(般 27) 第 16233 号	電気
平成 29 年 2 月 21 日	はね空調	羽根 大吾	伊勢市上野町 3486	(般 25) 第 14543 号	管
平成 29 年 2 月 21 日	西村塗装	西村 貴之	度会郡玉城町勝田 2204- 71	(般 27) 第 14585 号	塗装、防水
平成 29 年 2 月 22 日	株式会社 N I S I コーポレ ーション	破産管財人 向山 富雄	桑名市西別所 1200-281	(般 25) 第 18716 号	建築
平成 29 年 2 月 23 日	有限会社田中 建工	田中 善美	四日市市小古曾町 2812- 93	(般 24) 第 632 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装、水道施 設
平成 29 年 2 月 23 日	豊田組	豊田 三長	亀山市野村 3-18-6	(般 27) 第 23042 号	とび・土工
平成 29 年 2 月 27 日	加田組	加田 義則	四日市市楠町南五味塚 822	(般 28) 第 5417 号	電気
平成 29 年 2 月 28 日	向井建設	向井 孝仁	北牟婁郡紀北町三浦 669-5	(般 23) 第 4135 号	建築
平成 29 年 3 月 2 日	萩原建設	萩原 寛	津市安濃町清水 95-3	(般 26) 第 2045 号	建築
平成 29 年 3 月 2 日	エネアップ株 式会社	西村 孝子	津市白塚町 4288-1	(般 26) 第 15914 号	電気
平成 29 年 3 月 2 日	有限会社パピ リオン松阪	前川 稔	松阪市久保町 783-1	(般 26) 第 13418 号	土木、鋼構造物
平成 29 年 3 月 7 日	田畑土木株式 会社	田畑 裕美	鳥羽市鳥羽 1-20-11	(般 28) 第 3714 号	土木、建築、大 工、とび・土工、 石、舗装、しゅん せつ、造園、水道 施設
平成 29 年 3 月 7 日	前田建設	前田 翼	伊賀市猪田 2702	(般 25) 第 11640 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装、しゅん せつ、水道施設
平成 29 年 3 月 9 日	杉浦工業有限 会社	杉浦 隆	鈴鹿市若松中 2-13-28	(般 28) 第 6364 号	土木、とび・土 工、管、舗装、水 道施設
平成 29 年 3 月 10 日	E X C E E D I N G 株式会 社	山下 友和	四日市市羽津中 2-2-4	(般 27) 第 22228 号	土木、建築、大 工、とび・土工、 石、屋根、タイ ル・れんが・プロ ック、鋼構造物、 舗装、しゅんせ つ、塗装、内装仕 上、水道施設
平成 29 年 3 月 17 日	西岡工業株式 会社	西岡 清照	四日市市笹川 8-92-7	(般 24) 第 5161 号	管
平成 29 年 3 月 21 日	中川建築	中川 五郎	津市庄田町字八王子田 2078-1	(般 28) 第 16131 号	建築
平成 29 年 3 月 22 日	塩崎建築	塩崎 昌一	北牟婁郡紀北町相賀 1180-1	(般 28) 第 19159 号	建築
平成 29 年 3 月 23 日	シビル・エン 지니어リン グ・ワークス キタオカ	北岡 太郎	三重郡菟野町大字神森 767	(般 24) 第 10973 号	土木、建築、と び・土工、管、舗 装、水道施設
平成 29 年 3 月 23 日	宮崎建築	宮崎 吉秋	津市藤方八ヶ坪 2668-2	(般 24) 第 15014 号	建築

平成 29 年 3 月 23 日	株式会社中建築工務店	中 實	伊賀市沖 873	(般・特 27)第 9604 号	土木、建築、とび・土工、石、水道施設
平成 29 年 3 月 27 日	大吉建設有限公司	辻井 やす子	伊勢市佐八町 1694-8	(般 24)第 2859 号	建築
平成 29 年 3 月 29 日	有限会社未来建築工房	伊藤 正美	四日市市波木町 2132	(般 25)第 21341 号	建築
平成 29 年 3 月 29 日	志洲建設株式会社	小谷 一十志	志摩市磯部町三ヶ所 613-5	(般 24)第 8668 号	土木、とび・土工、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 29 年 3 月 29 日	山芳工務店	山本 芳男	志摩市大王町船越 1868-10	(般 24)第 17098 号	建築
平成 29 年 4 月 3 日	田中電器店	田中 至	名張市安部田 890	(般 24)第 11288 号	電気、管
平成 29 年 4 月 5 日	丸の土建	野俣 寿	桑名市星見ヶ丘 8-905-1	(般 25)第 18721 号	とび・土工、石、舗装
平成 29 年 4 月 5 日	築山造園	築山 良三	伊賀市中柘植 13-4	(般 27)第 9037 号	土木、造園
平成 29 年 4 月 6 日	ヴァンテクノ設計	山下 吉彦	伊賀市ゆめが丘 4-10-6	(般 28)第 11610 号	管
平成 29 年 4 月 10 日	藤松建設	藤松 弘行	津市港町 10-10	(般 24)第 15091 号	建築
平成 29 年 4 月 14 日	トーエイ商行	稲見 立巳	員弁郡東員町長深 2536	(般 26)第 18490 号	管
平成 29 年 4 月 16 日	南美装	南 志朗	熊野市井戸町 3102- 1	(般 27)第 9912 号	塗装
平成 29 年 4 月 20 日	有限会社森田設備	森田 昌人	鈴鹿市椿一宮町 1612-6	(般 26)第 12721 号	土木、建築、管
平成 29 年 4 月 26 日	岩崎建築	岩崎 喜好	鈴鹿市若松中 1-2-8	(般 25)第 6338 号	建築
平成 29 年 4 月 26 日	ケイテック	小崎 生磨	鈴鹿市柳町 479	(般 25)第 21081 号	建築
平成 29 年 4 月 28 日	栄和機工有限公司	河北 武行	四日市市前田町 22-9	(般 26)第 21823 号	管、鋼構造物、機械器具設置
平成 29 年 5 月 9 日	小川(株)建築	小川 将史	四日市市尾平町 3792-17	(般 28)第 21639 号	建築
平成 29 年 5 月 9 日	中林組	中林 勇太	伊勢市二見町光の街 1023-3	(般 28)第 14594 号	とび・土工
平成 29 年 5 月 9 日	中勢技建	坂浦 英明	伊賀市阿保 723	(般 27)第 11665 号	土木、建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設
平成 29 年 5 月 11 日	インテリアカトー	加藤 智	桑名市中山町 113-3	(般 27)第 18537 号	内装仕上
平成 29 年 5 月 15 日	前田建築	前田 正弘	志摩市磯部町下之郷 108-1	(般 27)第 3613 号	建築
平成 29 年 5 月 15 日	榊井建築	榊井 信彦	志摩市大王町畔名 332	(般 26)第 9525 号	建築
平成 29 年 5 月 16 日	総和技建工業	相楽 信男	伊賀市上野丸之内 117-66	(般 28)第 9087 号	土木、建築、とび・土工、舗装
平成 29 年 5 月 17 日	仁志工業	物江 ゆたか	津市稲葉町 2386-4	(般 26)第 15762 号	鉄筋
平成 29 年 5 月 17 日	布引建築	布引 敏一	松阪市嬉野中川町 1524-102	(般 28)第 16254 号	建築

平成 29 年 5 月 22 日	福井建設	福井 啓之	津市片田井戸町 235	(般 28)第 15165 号	土木、建築
平成 29 年 5 月 22 日	カタオカ設備	片岡 恒一	津市河芸町上野 596-64	(般 25)第 15711 号	管
平成 29 年 5 月 23 日	堀内建設工業	堀内 健司	伊賀市守田町 1253-1	(般 28)第 11609 号	とび・土工
平成 29 年 5 月 24 日	株式会社建友	石田 美奈子	伊賀市阿保 904-14	(般 25)第 11468 号	土木
平成 29 年 5 月 31 日	林工業	林 友和	四日市市西坂部町 4073-24	(般 27)第 21900 号	とび・土工、管
平成 29 年 5 月 31 日	松本建設	松本 喜雄	松阪市大河内町 630	(般 28)第 7304 号	建築
平成 29 年 6 月 1 日	生川工業	生川 祐章	三重郡川越町豊田一色 185-5	(般 26)第 21873 号	とび・土工
平成 29 年 6 月 1 日	建築工房タナカ	田中 成人	鳥羽市岩倉町 1086-32	(般 24)第 17298 号	建築
平成 29 年 6 月 6 日	塚本工業所	塚本 知幸	鈴鹿市池田町 1157	(般 27)第 12223 号	管
平成 29 年 6 月 6 日	株式会社フクタ	福田 智規	名張市百合が丘東 1-86	(般 27)第 3358 号	土木、建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設
平成 29 年 6 月 7 日	有限会社坂本左官工業	坂本 行久	名張市つつじが丘南 7-138	(般 28)第 11270 号	左官
平成 29 年 6 月 12 日	下村建築	下村 輝司	伊勢市小俣町湯田 69-2	(般 26)第 14553 号	建築
平成 29 年 6 月 15 日	福井建設	福井 勝幸	伊賀市白樫 2438-1	(般 27)第 3593 号	土木、建築
平成 29 年 6 月 19 日	株式会社クラブス	破産管財人 室木 徹亮	伊勢市川端町 43-2	(般 24)第 8957 号	建築
平成 29 年 6 月 21 日	ミヒラ住宅工業株式会社	三平 勝太郎	四日市市大宮西町 19-18	(般 27)第 5399 号	建築、造園
平成 29 年 6 月 21 日	有限会社笠井水道ポンプ店	笠井 秀一	伊勢市宇治浦田 2-6-15	(般 24)第 3086 号	土木、管、水道施設
平成 29 年 6 月 21 日	芝野建築	芝野 守男	南牟婁郡御浜町阿田和 5152-1	(般 24)第 9965 号	建築
平成 29 年 6 月 30 日	小関電機工業株式会社	市川 保	四日市市新正 5-4-35	(般 24)第 654 号	電気
平成 29 年 7 月 3 日	エアコーン	竹中 弘	伊勢市楠部町 93-5	(般 26)第 14551 号	管
平成 29 年 7 月 5 日	堀川塗装工業	堀川 正喜	津市久居野村町 595-7	(般 27)第 15934 号	塗装
平成 29 年 7 月 10 日	株式会社キョーワメタリックス	伊藤 貴俊	四日市市高浜町 9-7	(般 27)第 22195 号	建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具
平成 29 年 7 月 11 日	中谷建設	中谷 真也	北牟婁郡紀北町相賀 102-48	(般 27)第 19127 号	土木
平成 29 年 7 月 12 日	有限会社メイハン工業	森松 正繁	名張市新田 1158-8	(般 24)第 11310 号	土木、とび・土工

平成 29 年 7 月 14 日	有限会社ヤマ サ佐藤建設	佐藤 雅夫	桑名市東方堀江町 1303	(般 24)第 4834 号	土木、とび・土 工、タイル・れん が・ブロック
平成 29 年 7 月 18 日	吉原設備	吉原 博樹	三重郡菰野町大強原 580	(般 24)第 21364 号	土木、管
平成 29 年 7 月 18 日	菊屋ガス株式 会社	北田 光志	名張市鴻之台 2-139	(般 28)第 11613 号	土木、とび・土 工、石、管、鋼構 造物、舗装、しゅ んせつ、塗装、機 械器具設置、水道 施設
平成 29 年 7 月 18 日	東冷機	東 秀昭	尾鷲市倉ノ谷町 26-48	(般 25)第 9789 号	管
平成 29 年 7 月 19 日	脇田組	脇田 隆行	鈴鹿市石薬師町 2458- 399	(般 26)第 12507 号	とび・土工、鋼構 造物
平成 29 年 7 月 19 日	藤田工業所	藤田 篤志	鈴鹿市南若松町 502-12	(般 28)第 12037 号	管
平成 29 年 7 月 19 日	中倉土建株式 会社	中倉 正二	度会郡大紀町永会 196-1	(特 27)第 2915 号	土木、建築、大 工、とび・土工、 石、タイル・れん が・ブロック、鋼 構造物、舗装、し ゅんせつ、塗装、 造園、水道施設、 解体
平成 29 年 7 月 26 日	木部組	木部 俊二	鈴鹿市柳町 1290-2	(般 26)第 23021 号	とび・土工
平成 29 年 7 月 31 日	株式会社北村 組	破産管財人 北岡 雅之	伊勢市辻久留 1-2-18	(特 24)第 2913 号	土木、とび・土 工、舗装、しゅん せつ、水道施設
平成 29 年 8 月 1 日	磯山塗装	磯山 悟	四日市市西富田町 647-4	(般 27)第 22204 号	塗装
平成 29 年 8 月 1 日	小河石工	小河 公明	志摩市大王町波切 1207- 4	(般 24)第 17059 号	土木、石
平成 29 年 8 月 3 日	株式会 社 エ ヌ・ケイカン パニー	西尾 精次	伊勢市二見町西 1017- 350	(般 25)第 14630 号	土木、建築、と び・土工、石、鋼 構造物、舗装、塗 装、水道施設
平成 29 年 8 月 7 日	広和工業	小林 広樹	四日市市鶴の森 2-7-21	(般 26)第 21104 号	とび・土工
平成 29 年 8 月 8 日	建築峪中	峪中 進	熊野市飛鳥町神山 930-2	(般 24)第 9881 号	建築
平成 29 年 8 月 9 日	モリデンキ	森 浩彰	四日市市大谷台 1-108	(般 26)第 22130 号	電気
平成 29 年 8 月 9 日	前田ハウス	前田 和明	熊野市井戸町 1399	(般 24)第 9827 号	建築
平成 29 年 8 月 16 日	大紀森林組合	梅田 利幸	度会郡大紀町崎 239-2	(般 28)第 14391 号	土木、造園
平成 29 年 8 月 16 日	株式会社東建 設	井澤 誠	伊勢市川端町 312-2	(般 25)第 14635 号	土木、建築
平成 29 年 8 月 17 日	藤田建築	藤田 達彦	津市高茶屋小森町 1707- 111	(般 24)第 15219 号	建築
平成 29 年 8 月 23 日	サカクラ建築	坂倉 昭彦	鈴鹿市高岡町 2660-13	(般 26)第 12547 号	建築
平成 29 年 8 月 23 日	梶原電業	梶原 竜夫	名張市すずらん台東 5- 47	(般 27)第 11590 号	電気
平成 29 年 8 月 29 日	エリイ設備	入江 茂樹	津市豊が丘 1-47-12	(般 26)第 15447 号	電気、管

平成 29 年 8 月 30 日	北興電機工業 株式会社	守谷 公男	四日市市富士町 2626	(般 26)第 21798 号	電気、管、機械器 具設置
平成 29 年 9 月 4 日	関本工業	関本 和博	四日市市西坂部町 4073- 24	(般 25)第 22105 号	管
平成 29 年 9 月 4 日	鎌田工業	鎌田 金三	鈴鹿市若松北 3-10-9	(般 28)第 12767 号	とび・土工
平成 29 年 9 月 6 日	株式会社大橋 興業	大橋 隆文	四日市市水沢町 3852-1	(般 27)第 21914 号	とび・土工
平成 29 年 9 月 6 日	株式会社タイ コー建設	長田 泰幸	四日市市松本 2058-7	(般 27)第 21943 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装、しゅん せつ、水道施設
平成 29 年 9 月 12 日	丸紋	宇城 久雄	熊野市久生屋町 774-74	(般 28)第 20145 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装、しゅん せつ、塗装、水道 施設、解体
平成 29 年 9 月 13 日	有限会社フジ タ	藤田 博	鈴鹿市神戸 9-31-8	(般 29)第 1376 号	塗装、防水
平成 29 年 9 月 14 日	合同会社 K o m a s e R S	駒瀬 勲	桑名市安永 332-12	(般 26)第 18731 号	建築
平成 29 年 9 月 25 日	有限会社ビッ グトマト	三原 充子	伊賀市比土三谷 4375-1	(般 28)第 11187 号	建築
平成 29 年 9 月 27 日	株式会社フジ モト	藤本 直樹	桑名市額田 1000-134	(般 27)第 18393 号	建築
平成 29 年 9 月 28 日	宏徳機工	矢野 忠司	三重郡菰野町福村 16-4	(般 27)第 21930 号	管、機械器具設置
平成 29 年 10 月 2 日	有限会社はま ゆう建設	郷 義人	南牟婁郡御浜町下市木 4728	(般 29)第 4313 号	土木、とび・土 工、管、舗装、塗 装、造園
平成 29 年 10 月 4 日	奥村工業	奥村 一也	四日市市小杉新町 120-2	(般 27)第 22220 号	熱絶縁
平成 29 年 10 月 4 日	小河組	小河 照正	志摩市大王町波切 727-2	(般 24)第 3744 号	土木、建築、と び・土工、石、舗 装、しゅんせつ、 水道施設
平成 29 年 10 月 10 日	森保温工業	森 研二	四日市市坂部台 2-11-6	(般 25)第 22088 号	熱絶縁
平成 29 年 10 月 10 日	飯田組	飯田 浩明	鈴鹿市土師町 547-4	(般 27)第 6360 号	管、機械器具設置
平成 29 年 10 月 18 日	朝明板金	廣瀬 政秋	四日市市松寺 2-3-16	(般 26)第 21482 号	屋根、板金
平成 29 年 10 月 18 日	大西電気	大西 豊	多気郡大台町小滝 296-3	(般 27)第 8457 号	電気、管
平成 29 年 10 月 20 日	柴田建築	柴田 好秀	桑名市赤尾 1268	(般 26)第 270 号	建築
平成 29 年 10 月 24 日	有限会社南部 建設	南部 年樹	鈴鹿市寺家 2-10-37	(般 27)第 1536 号	土木、とび・土工
平成 29 年 10 月 24 日	垣本水道	垣本 正善	南牟婁郡紀宝町鶴殿 811-11	(般 26)第 20030 号	管
平成 29 年 10 月 25 日	大倉工業	大倉 淳	四日市市伊坂台 1-129-3	(般 24)第 22039 号	管
平成 29 年 11 月 7 日	有限会社石川 電気商会	石川 誠	桑名市多度町小山 1875- 1	(般 26)第 18743 号	電気、管
平成 29 年 11 月 7 日	天花寺板金	天花寺 秀記	松阪市久保町 1855-1545	(般 26)第 13741 号	屋根

平成 29 年 11 月 8 日	株式会社春洋	島田 澄代	度会郡南伊勢町道方 1288-4	(般 28)第 14250 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装、しゅん せつ、水道施設、 解体
平成 29 年 11 月 10 日	有限会社ダイ ヤエンジニア サービス	森田 金哉	松阪市嬉野黒田町 35-7	(般 27)第 13865 号	電気、管
平成 29 年 11 月 13 日	樋口総業	樋口 健吾	鈴鹿市庄野町 1072	(般 26)第 23011 号	とび・土工
平成 29 年 11 月 13 日	社電機株式会 社	横山 裕紀	津市藤方 1401 メゾン伊 吹 211	(般 28)第 15973 号	電気、管
平成 29 年 11 月 13 日	有限会社輝報 企画	破産管財人 三浦 敏秀	伊勢市村松町 1352-3	(般 26)第 14556 号	建築
平成 29 年 11 月 17 日	株式会社三橋 組	三橋 正武	志摩市志摩町片田 184-5	(般 25)第 17007 号	造園
平成 29 年 11 月 20 日	武藤塗装	武藤 浩司	四日市市伊倉 2-7-15	(般 29)第 22006 号	塗装
平成 29 年 11 月 20 日	暮谷工業	暮谷 勉	松阪市駅部田町 2024-1	(般 25)第 13696 号	土木、とび・土 工、管、舗装、水 道施設
平成 29 年 11 月 21 日	株式会社服部 組	服部 幸毅	三重郡菰野町菰野 1011- 1	(般・特 28)第 494 号	土木、建築、と び・土工、管、舗 装、解体
平成 29 年 11 月 30 日	鳥建	鳥居 成寿	津市半田 2331-22	(般 27)第 15932 号	土木、とび・土 工、石、管、鋼構 造物、舗装、しゅ んせつ、塗装、水 道施設
平成 29 年 12 月 5 日	木村組	木村 勉	桑名市西正和台 5-11-1	(般 28)第 4776 号	左官
平成 29 年 12 月 6 日	林建築	林 建夫	志摩市阿児町甲賀 1803	(般 26)第 17359 号	土木、建築、と び・土工、管、造 園、水道施設
平成 29 年 12 月 11 日	並河工業	並河 勇樹	三重郡菰野町大羽根園青 葉町 12-8	(般 24)第 22041 号	とび・土工
平成 29 年 12 月 12 日	松島防水	松島 毅	松阪市横地町 475-2	(般 27)第 13590 号	防水
平成 29 年 12 月 13 日	有限会社美里 建設	齋田 和利	津市美里町家所 4654-1	(般 26)第 15020 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装、しゅん せつ、造園、水道 施設、解体
平成 29 年 12 月 14 日	アドバンス	前唄 芳樹	四日市市大井手 1-2-23	(般 26)第 21804 号	土木、とび・土 工、石、鋼構造 物、舗装、しゅん せつ、塗装、水道 施設
平成 29 年 12 月 25 日	カニエ装飾	蟹江 哲博	四日市市北浜町 7-4	(般 26)第 1049 号	内装仕上
平成 29 年 12 月 26 日	藤田建設	藤田 耕司	四日市市三重 5-165	(般 24)第 22052 号	土木、建築、大 工、とび・土工、 石、屋根、タイ ル・れんが・プロ ック、鋼構造物、 舗装、しゅんせ つ、内装仕上、水 道施設
平成 29 年 12 月 26 日	アサヒグロー バル三重株式 会社	久保川 議道	四日市市ときわ 1-2-15	(般 29)第 22005 号	建築、内装仕上

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 2 項の規定により、都市計画事業の認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
桑名都市計画道路事業  
3・4・10号桑部播磨線
- 2 施行者の名称  
三重県
- 3 事務所の所在地  
桑名市中央町5丁目71  
桑名建設事務所
- 4 事業地の所在  
事業地を表示する図面において表示します。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路について、次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更年月日	指定期年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長		
		氏名	住所		道番号	幅員(m)	延長(m)
平成 30 年 2 月 21 日	昭和 53 年 6 月 8 日	株式会社濱田総業 代表取締役 濱田 益嗣	伊勢市宇治中之切町 74-1	志摩市浜島町迫子 字大崎 897-23 ほか 2 筆及び字宝地 2619-9 ほか 5 筆	A	6.0	201.7
					B	6.0	34.5

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>